

基本取組目標管理シート一覧

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	シート番号 (ページ)
1 監視活動の充実	1-1 目的志向型監視活動の充実	(1) 施設・事業者の「改善」を重視した監視活動の充実 (2) 効果的で継続的な熱意ある監視活動の実施 (3) 産業廃棄物の不適正処理の現状の把握（態様・件数・規模）	1
	1-2 情報提供に的確に対応できる仕組みづくり	(1) 県民相談簿の充実 (2) 重要度に応じた調査が実施できる仕組みづくり	2
2 人材育成・自己研鑽	2-1 実務能力の向上と組織力向上	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) OJTによる実践力（現場対応能力）向上 (3) 各種研修の受講や学習機会の確保 (4) 組織力で課題を解決するための、学びあい、支えあう風土づくり (5) 組織力を高める学習し続ける組織づくり	3・4・5
	2-2 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) 法務研修の戦略的展開 (3) 各種判例動向の把握	6
	2-3 リスクを的確に把握できる感覚・感性の醸成	(1) 管理職員、担当職員の自己研鑽の推進 (2) 職員の”経験知”の共有 (3) 自己研鑽を支援する組織づくり	7・8
3 “経験知”の共有によるナレッジマネジメント	3-1 マニュアル構築・ノウハウを引き継げる組織作り	(1) 許認可・監視指導マニュアルの充実 (2) ノウハウを引き継げる組織づくり	9・10
	3-2 現状を的確に把握する手段（GPS etc.）の利活用	(1) 定点での状況把握と継続保存 (2) システム技術（GPS etc）活用による把握確認方法の調査研究	11
	3-3 体系的な監視指導システムの構築	(1) 総括表（監視指導カルテ）の作成 (2) 的確なリスク認識と現状把握に繋がる引継書の作成	12
4 多様な主体との連携	4-1 県民（地域住民）との連携	(1) 地域住民と対話の確保 (2) 行政と地域住民との連携による不法投棄の早期発見	13
	4-2 基礎自治体である市町との連携	(1) 市町とのパートナーシップの形成 (2) 緊密な情報提供・意見交換の推進	14
	4-3 市町職員・森林組合職員に対する学習機会の確保	(1) 市町職員・森林組合職員への学習機会の提供	15
	4-4 各関係機関・関係団体等との連携	(1) 関係機関・関係団体との連携による施策の展開 (2) 関係団体を通じた普及啓発	16・17
	4-5 他法令部局と連携・対処する仕組みの構築	(1) 地域規制マップの作成 (2) 専門的知見の他法令所轄部局との共有 (3) 他法令所管部局と共同で事案に対処する仕組みの構築	18・19・20

5 情報収集・情報提供 (情報発信)	5-1 積極的な情報収集	(1) 不法投棄防止・廃棄物ダイヤル110番に関する街頭啓発活動 (2) 地域住民の活動支援 (3) 情報収集の仕組みづくりと充実	21
	5-2 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握	(1) 国における検討状況の的確な把握 (2) 要監視項目のリスクの程度・水質検査の必要性の検討	22
	5-3 情報交流による情報把握と積極的な情報発信	(1) 行政処分・改善指導状況の積極的発信 (2) 他法令所管部局との情報交換	23・24
	5-4 ホームページ活用による即時性をもった情報提供	(1) 産業廃棄物不適正処理事案HPの充実（地域住民に分かりやすいHP作成）	25
6 排出事業者・土地所有者への責任追及	6-1 明確な判断基準の作成とそれに沿った調査	(1) 排出事業者・土地所有者の調査の早期実施 (2) 明確で具体的な判断基準の策定 (3) 調査計画の策定 (4) 調査計画に沿った調査の実施と取りまとめ	26・27
	6-2 管理職員による定期的な進捗管理（マネジメント）	(1) 個別課題ごとの進捗管理表の作成 (2) 管理職員と担当職員による定期的な現状と課題の共有 (3) 管理職員の助言と積極的な参画	28
	6-3 正確な業務引継の実施	(1) 「現状」「問題点」及び「今後の対応」を記述した引継書の作成	29
7 費用求償	7-1 費用求償体制の充実	(1) 担当課における費用求償体制の充実 (2) 税務部局との連携強化・充実	30
	7-2 費用求償手続マニュアルの作成	(1) 費用求償手続マニュアルの作成 (2) 先進自治体の取組の詳細な調査の実施 (3) 全国自治体連携会議による情報共有	31
	7-3 実効性のある費用求償に繋がる進捗管理	(1) 定期的な財産調査や収入状況調査の把握 (2) 「税外収入徴収台帳」・「財産調査台帳」による進捗管理 (3) 管理職員の積極的な参画と助言	32
	7-4 費用求償手続に精通した意欲的な人材の育成	(1) 税務部局と連携した研修の開催 (2) 民間企業主催研修の受講機会の確保 (3) 研修の“経験知”の共有による組織力向上 (4) 費用求償プロセス評価による意欲的人材育成 (5) 管理職員と担当職員の問題意識の共有と役割分担	33
8 独自施策の展開	8-1 県独自の規制強化等による未然防止	(1) 条例による独自規制の展開	34
	8-2 全国の不適正処理事案関係自治体との連携	(1) 自治体連携会議を通じた情報交換・情報共有 (2) データベース作成による“経験知”の共有	35
	8-3 維持管理積立金の積立状況の的確な把握	(1) 維持管理積立金の積立状況の把握 (2) 未積立事業者への的確な対応	36
	8-4 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言	(1) 新たな法制度・政策の検討 (2) 関係自治体との連携と定期的な意見交換 (3) 国への法制度・政策の提案・提言	37・38

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	1 監視活動の充実
基本取組	1-1 目的志向型監視活動の充実
基本取組の具体的な内容	(1) 施設・事業者の「改善」を重視した監視活動の充実 (2) 効果的で継続的な熱意ある監視活動の実施 (3) 産業廃棄物の不適正処理の現状の把握（態様・件数・規模）
提案・提言の趣旨	違法状態等を確認した場合等に指導や命令等を実施してきているが、実施後の指導（事後対応）等が不十分で改善が進んでいない場合が見受けられる。 廃棄物処理法の目的は生活環境の保全を図ることにあり、行政は対応の「力点」を指導や命令等に至る経過（プロセス）に置くのではなく、真の目的達成のための効果的で継続的な熱意ある行政対応ができる組織であり続ける必要がある。
現状	(1) 毎朝ショートミーティングを開催して課員が確実に情報共有することにより、各事案の指導を行う際の対応方針や対策を確認している。 (2) 監視指導業務年間計画を作成し、各事案の監視頻度を優先順位に応じて区分したうえで、当該年間計画に基づき効果的で継続的な監視活動を行っている。なお、効率的で効果的な監視活動となるよう定期的に地域環境室と事案協議を行い、各事案への対応方針等を決定している。 (3) 監視指導業務年間計画に各事案の不適正処理の現状や課題を記載し、適宜更新している。 改善着手率：H29年度（実績）100%（114件/114件）
取組方針（案）	違法状態の是正や改善対策の促進のため、地域機関と連携を密にし、監視指導業務年間計画に基づいた対応を行うとともに、経験豊富な班長等によるOJTも行い、粘り強く改善に向けた指導を継続していく。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	監視・指導件数：3,600件	熱意ある指導による違法状態の是正・改善
最終目標 （平成29年度末）	改善着手率：100%	同上
最終実績 （平成29年度末）	改善着手率：100%	改善着手率が100%に達成しており、熱意ある指導により、違法状態の是正、改善に繋がった。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	1 監視活動の充実
基本取組	1-2 情報提供に的確に対応できる仕組みづくり
基本取組の具体的な内容	(1) 県民相談簿の充実 (2) 重要度に応じた調査が実施できる仕組みづくり
提案・提言の趣旨	地域住民からの情報提供は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見・未然防止に繋がる重要な「シグナル」であり、通報者・関係者への聴取の実施や過去の対応状況等を踏まえて、これに的確に対応することが必要である。 特に、生活環境保全上の支障又はそのおそれが重大な事案については、行政代執行による公金支出に繋がる場合もあることから、より詳細な原因調査が求められる。
現状	(1) 県民の方から情報を入手したら「県民相談受理簿」に記録して所属内での情報共有を図る。入手した情報については迅速に対応するとともに、講じた措置や今後の対応を当該受理簿に記載している。 また、「県民相談受付簿一覧表」に処理結果を記録して全事案の進捗管理をしている。 (2) 生活環境への影響を考慮して対応しているが、「県民相談受理簿」に重要度を記入し、重要度を踏まえた対応を実施している 通報に対する対応率：H29年度（実績）100%（92件/92件）
取組方針（案）	県民からの通報には、市町等関係機関と連携して迅速かつ真摯に対応する。 また、原因者が不明の場合は、周辺住民等関係者への聞き取り調査を実施する。 県民からの情報提供に対して生活環境への影響については対応時に考慮しているが、平成27年度から県民相談受理簿へも記録欄を設け重要度に応じた調査としており、今年度も継続して行う。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	通報に対する対応率：100%	重要度に応じた違法状態の是正・改善
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	通報への対応率：100%	通報に対する対応率が100%を達成したほか平成27年度から県民相談受理簿へも記録欄を設け重要度に応じた対応を行っている。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	2 人材育成・自己研鑽
基本取組	2-1 実務能力の向上と組織力向上
基本取組の具体的な内容	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) OJTによる実践力（現場対応能力）向上 (3) 各種研修の受講や学習機会の確保 (4) 組織力で課題を解決するための、学びあい、支えあう風土づくり (5) 組織力を高める学習し続ける組織づくり
提案・提言の趣旨	職員の人材育成（職員の知識向上、感覚・意識の醸成）には、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が必要である（四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）で「失当」、桑名市五反田事案（第3次検証）で県の対応は「不十分」であるとの評価を受けている。）。
現状	担当する事案の環境修復が的確に執行されるよう、いずれの職員も担当業務に必要な知識水準の向上、課題解決や現場対応に直結した内容の研修、先進地等への調査など組織として積極的な学習機会の確保に努めている。これらの研修等とOJTによる実践的職場研修により、職務能力の向上、危機を感知する意識の醸成、規範意識の醸成に取り組んでいる。 平成29年度にPT職員が参加した主な研修等 （実績60回のうち行政検証に関する研修35回） （部主催の研修） ・法務研修（初級・中級・上級編） （自己研鑽等） ・情報セキュリティ研修 ・ドローン操作研修 ・測量CAD研修 ・繰越事務説明会 ・用地補償実務担当者研修会 ・3R財団研究発表会 等
取組方針（案）	・引き続き、職務遂行に必要な研修の受講、調査等を行っていく。 ・他事案の担当者を変え、課題解決の協議や認識の共有に努め、引き続き、組織として、連携の意識、危機管理意識の醸成に努める。また、職場内ミーティング、伝達研修（報告会含む）により、研修成果を共有し、職員の実務能力の向上と組織力向上に取り組む。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	水質検査等のモニタリング結果の更新頻度 四半期ごと	—
中間目標 （平成27年度末）	(1) 目的に応じた学習機会の確保 各種セミナー、自己研鑽、課題対応 15回以上/年	職員皆が必要な研修を受講し、ミーティングや報告会、OJTにより実務能力の向上と組織力を高め、平成34年度までに是正対策が完了するよう的確に工事が進んでいる。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	(1) 目的に応じた学習機会の確保 各種セミナー、自己研鑽、課題対応 35回/年	職員が必要な研修を受講し、ミーティングや報告会、OJT等を通じて研修成果を共有し、実務能力の向上と組織力を高めることで、平成34年度までに是正対策が完了するよう取組を進めた。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	2 人材育成・自己研鑽
基本取組	2-1 実務能力の向上と組織力向上
基本取組の具体的な内容	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) OJTによる実践力（現場対応能力）向上 (3) 各種研修の受講や学習機会の確保 (4) 組織力で課題を解決するための、学びあい、支えあう風土づくり (5) 組織力を高める学習し続ける組織づくり
提言・提言の趣旨	職員の人材育成（職員の知識向上、感覚・意識の醸成）には、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が必要である（四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）で「失当」、桑名市五反田事案（第3次検証）で県の対応は「不十分」であるとの評価を受けている。）。
現状	(1) 人材育成は「三重県職員づくり基本方針」（平成24年12月）に基づいて実施している。 (2) 現場指導時や事前協議等の機会を活用し、経験豊富な職員と若手職員を組み合わせることでOJTに取り組んでいるほか、具体的事例を題材とした「事例検討会」により現場対応能力の向上に取り組んでいる。 (3) 環境省や各種団体の実施する研修会への参加や先進地視察等積極的に学習機会の確保に努めている。 (4) 行政処分が見込まれるような重要案件は、関係各課や地域機関と協議を行っている。 (5) 研修等参加者は、他の職員に対し伝達研修を実施し、知見の共有を図っている。 業務指導講習（オリエンテーション）の実施日数：H29年度（実績）5日
取組方針（案）	おおよそ3年を目途に人事異動で定期的に担当者が入れ替わることを踏まえ、環境省環境調査研修所等の研修を活用して年度ごとに研修計画を作成し、在籍期間中にOJTや伝達講習等を行いつつ人材育成に取り組むこととする。 【年間スケジュール】 ・平成29年 4月 業務指導講習（オリエンテーション）の評価、問題点抽出 理解度の足りない箇所の再研修（自習） 市町職員も含めた業務研修会の開催 ・平成29年 5月 中部地方環境事務所廃棄物行政に関する研修 ・平成29年 8月 業務推進結果の中間検証および計画見直し、課題抽出 ・平成29年 9月 環境省環境調査研修所研修（産廃アカデミー） ・平成29年12月 業務推進結果の検証及び次年度の年間計画作成 ・平成30年 3月 業務指導講習（オリエンテーション）カリキュラム作成 次年度研修計画作成

見直し後	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
中間目標 （平成27年度末）	・業務指導講習（オリエンテーション）の実施日数：6日	・業務指導講習（オリエンテーション）の理解度80%以上 ・2年目以上の課員の講師経験率70%以上
最終目標 （平成29年度末）	同上	・業務指導講習（オリエンテーション）の理解度90%以上 ・2年目以上の課員の講師経験率80%以上
最終実績 （平成29年度末）	・業務指導講習（オリエンテーション）の実施日数：5日	オリエンテーションの理解度は平成29年度末で90%以上に達し、2年目以上の課員の講師経験率は80%を達成した。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	2 人材育成・自己研鑽
基本取組	2-1 実務能力の向上と組織力向上
基本取組の具体的な内容	<p>(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定</p> <p>(2) OJTによる実践力（現場対応能力）向上</p> <p>(3) 各種研修の受講や学習機会の確保</p> <p>(4) 組織力で課題を解決するための、学びあい、支えあう風土づくり</p> <p>(5) 組織力を高める学習し続ける組織づくり</p>
提案・提言の趣旨	<p>職員の人材育成（職員の知識向上、感覚・意識の醸成）には、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が必要である（四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）で「失当」、桑名市五反田事案（第3次検証）で県の対応は「不十分」であるとの評価を受けている。）。</p>
現状	<p>(1) 人材育成は本人のキャリアビジョンを踏まえつつ「三重県職員人づくり基本方針」（平成24年12月）に基づき、廃棄物対策局の全班長で構成する班長会議において、年間研修計画の決定と必要な独自研修を企画している。</p> <p>(2) 現場指導時や処理施設設置時の事前協議等の機会を活用し、経験豊富な職員と若手職員を組み合わせることでOJTに取り組んでいるほか、平成27年度からは、具体的事例を題材とした「事例検討会」を開催し、処理業者の指導等に關するOJTを実施している。</p> <p>(3) 環境省や各種団体の実施する研修会への参加や先進地視察等積極的に学習機会の確保に努めている。</p> <p>(4) 行政処分が見込まれるような重要案件は、関係各課や地域機関と協議を行い対応している。</p> <p>(5) 研修等参加者は、他の職員に対し伝達研修を実施し、知見の共有を図っている。</p> <p>各種研修やOJTの実績等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省等が主催する各種研修の受講（H29年度実績：2名受講） ・業務改善に係るWGを設置（H28年度、H29年度実績：各3WGを設置） <ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物政策WG（H28産廃税制度の見直し、H28～H29産廃条例の見直し） ② 環境政策WG（H29将来の環境政策の検討） ③ 産業廃棄物処分業の事業範囲における処理方法整理検討WG（H26～28） ④ 中間処理施設技術指針案検討WG（H29） ・関係機関、県民等からの要請に基づく研修の講師経験（H29年度実績6回）
取組方針（案）	<p>引き続き取組を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策局における班長会議により、年間研修計画を決定し、必要な独自研修の企画とその実施に取り組む。 ・期首面談において、各人の研修受講歴を聞き取り、スキルに合わせた研修受講を話し合う。 ・施設検査等の機会を捉え、後輩への技術継承ができるメンバー構成とします。 <p>また、新技術や大規模施設が竣工した場合は、事業者の協力を得て職員が研修する機会を設ける。</p>

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	WG開催数 3件	WG検討成果の反映数 3件
長期目標 （平成29年度末）	WG開催数 3件	WG検討成果の反映数 3件
最終実績 （平成29年度末）	WG開催数 19件	WGにより、産廃税制度の継続、産廃条例の改正のベースづくりを行うことができたほか、産業廃棄物処分業の事業範囲における処理方法について整理し、中間処理施設技術指針案の検討に繋げることができた。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：環境生活総務課

区分	2 人材育成・自己研鑽
基本取組	2-2 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成
基本取組の具体的な内容	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) 法務研修の戦略的展開 (3) 各種判例動向の把握
提案・提言の趣旨	廃棄物処理法を適正に運用解釈し、適時的確に規制権限を行使するため、個別事案に当てはめるための知識（技術）や共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を把握することが必要である。 そのためには、その都度、研修を実施するだけでは困難であり、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が重要である（2-1と同趣旨の取組が必要である。）。
現状	(1) 人材育成は「三重県職員人づくり基本方針」（平成24年12月）に基づいて実施している。【総務】 (2) 法曹資格職員や学識者等による法務研修を定期的実施している。【総務】 (3) HP上に公開されている裁判例情報を基に、情報収集を行っている。【総務】 【法務研修受講率】※平成29年度末現在 (初級) 97% (中級) 72% (上級) 70% 【外部研修受講数】 14回 【判例研究】 4回
取組方針（案）	引き続き、計画的な研修の実施等による取組を進めていく。 【改善点】 活動指標の最終目標（受講率（初級））をほぼ達成できたことから、中上級者向けの研修を中心に受講促進を図ります。 今後も引き続き、計画的な研修の実施等による取組を進めます。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	①法務研修【初級】受講率 80% ②法務研修【中級】受講率 80% ③法務研修【上級】受講率 50% ④判例研究 年 4回	ア)理解度 80% イ)実務貢献度 50%
中間目標 （平成27年度末）	①法務研修【初級】受講率 90% ②法務研修【中級】受講率 90% ③法務研修【上級】受講率 70% ④外部研修受講数 2回 ⑤判例研究 年 4回	ア)理解度 85% イ)実務貢献度 70% ウ)伝達研修実施回数 6回(③~⑤各1回)
長期目標 （平成29年度末）	①法務研修【初級】受講率100% ②法務研修【中級】受講率100% ③法務研修【上級】受講率 80% ④外部研修受講数 5回 ⑤判例研究 年 4回	ア)理解度 90% イ)実務貢献度 80% ウ)伝達研修実施回数 3回(③~⑤各2回)
最終実績 （平成29年度末）	①法務研修【初級】受講率97% ②法務研修【中級】受講率72% ③法務研修【上級】受講率70% ④外部研修受講数 14回 ⑤判例研究 年 4回	ア)理解度 88% イ)実務貢献度 91% ウ)伝達研修実施回数 4回(⑤)

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	2 人材育成・自己研鑽
基本取組	2-3 リスクを的確に把握できる感覚・感性の醸成
基本取組の具体的な内容	(1) 管理職員、担当職員の自己研鑽の推進 (2) 職員の“経験知”の共有 (3) 自己研鑽を支援する組織づくり
提案・提言の趣旨	『自己研鑽』は職員が自主的に取り組むべきものであるが、産業廃棄物行政を担当する組織としての組織力の向上に繋げるためには、組織として職員の『自己研鑽』を支援し、職員は、その“経験知”を組織全体で共有することが必要である（四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）でその取組状況及び成果に課題が認められている。）。
現状	(1) 職員が自ら受講したい研修を選択できるよう、庁内メール等を活用し広く研修情報を共有している。 (2) 研修等参加者は、他の職員に対し伝達研修を実施し、知見を共有している。 (3) 職員研修や伝達研修が受講しやすい組織風土が醸成されている。 外部研修参加回数：H29年度（実績）17回
取組方針（案）	下記の取組みを中心とした「自己研鑽の推進」および「知識の共有化」を行う。 【方針の視点】 <自己研鑽の推進> ・ 課員が自己研鑽のための年間研修回数の目標を決め、外部研修に参加することを促す。 <知識の共有化> ・ 改善命令等事案ごとの実質的なノウハウ集を作成する。いつでも職員が資料を閲覧、事例研究や課題解決のための参考資料とすることができるように、データベース化に取り組み、「経験知」の蓄積を図る。 ・ 職員の研修受講履歴を整理し、共有している。 ・ 廃棄物処理に係る研修や会議については、伝達講習を行う。 ・ 廃棄物処理法に係る参考図書（復命書添付の研修資料を含む。）は誰もが閲覧できるよう1カ所で保管する。 【策定のプロセス】 平成25年 4月 参考図書の保管場所設置 平成25年 5月 ノウハウ集（データベース）の基本構想 平成25年 6月 ノウハウ集（データベース）の試行 平成25年 7月 ノウハウ集（データベース）の運用開始
取組方針の見直し及び概要	経験知を共有化するため、改善命令等事案毎の実質的なノウハウ集（データベース化）に取り組むこととしていたが、監視・指導課のサーバーを活用し、課員誰もがアクセスできる共有フォルダにより閲覧できるようにし、事案毎にデータベース化することとした。

見直し後	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
中間目標 （平成27年度末）	外部研修参加回数：2回	新規行政処分事案のノウハウ伝達研修理解度：80%以上 伝達講習の講師経験率 70%以上
最終目標 （平成29年度末）	①研修参加率 1人年間1回以上 ②研修等の伝達講習の開催割合 80%以上 ③ノウハウ集（データベース）の運用	伝達講習の講師経験率 80%以上
最終実績 （平成29年度末）	外部研修参加回数：17回	研修参加者は、全て課員への伝達講習を実施し、知識・知見を共有している。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	2 人材育成・自己研鑽
基本取組	2-3 リスクを的確に把握できる感覚・感性の醸成
基本取組の具体的な内容	(1) 管理職員、担当職員の自己研鑽の推進 (2) 職員の“経験知”の共有 (3) 自己研鑽を支援する組織づくり
提案・提言の趣旨	『自己研鑽』は職員が自主的に取り組むべきものであるが、産業廃棄物行政を担当する組織としての組織力の向上に繋げるためには、組織として職員の『自己研鑽』を支援し、職員は、その“経験知”を組織全体で共有することが必要である（四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）でその取組状況及び成果に課題が認められている。）。
現状	(1) 職員が自ら受講したい研修を選択できるよう、庁内メール等を活用し広く研修情報を共有している。 (2) 研修、説明会参加者は、他の職員に対し伝達研修等を実施し、知見を共有している。（H29年度実績 担当者会議等での伝達研修 6回） (3) 職員研修や伝達研修が受講しやすい組織風土が醸成されている。
取組方針（案）	引き続き取組を継続していく。 ・研修結果のフィードバックについて、担当者会議での報告の定例化、共有サーバーへの資料の掲載の徹底をする。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	伝達研修の実施 3回	情報共有の意識が定着した組織風土の醸成
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	伝達研修の実施 6回	研修に参加した場合は必ず伝達研修を行うなど、情報共有の意識が定着した組織風土が醸成された。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	3 “経験知”の共有によるナレッジマネジメント
基本取組	3-1 マニュアル構築・ノウハウを引き継げる組織作り
基本取組の具体的な内容	(1) 許認可・監視指導マニュアルの充実 (2) ノウハウを引き継げる組織づくり
提案・提言の趣旨	廃棄物行政を進めてきた数十年の知見（知恵）は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけでなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。
現状	(1) 監視指導マニュアルを整備している。また、平成29年度に立入検査マニュアル作成ワーキングを開催し、マニュアル作成を行った。なお、当該マニュアルについては、平成29年度以降も継続的にワーキンググループで検討し、適宜見直しを図ることとしている。 (2) 現場指導時等には経験豊富な職員と若手職員を組み合わせるなどして、経験豊富な職員の知見が若手職員に伝わるようにしている。 業務指導講習（オリエンテーション）の実施日数：H29年度（実績）5日
取組方針（案）	現行マニュアルの効果的な活用を行うとともに必要に応じて随時見直し、適時研修等により次代の廃棄物行政を担う職員に対し繋げていくこととしている。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	業務指導講習（オリエンテーション）の 実施日数：6日	業務指導講習（オリエンテーション）の 理解度：80%以上
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	業務指導講習（オリエンテーション）の 実施日数：5日	業務指導講習（オリエンテーション）の理解度が 90%以上に達しており、次世代を担う職員への知識 の承継が進んでいる。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	3 “経験知”の共有によるナレッジマネジメント
基本取組	3-1 マニュアル構築・ノウハウを引き継げる組織作り
基本取組の具体的な内容	(1) 許認可・監視指導マニュアルの充実 (2) ノウハウを引き継げる組織づくり
提案・提言の趣旨	廃棄物行政を進めてきた数十年の知見（知恵）は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけでなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。
現状	産業廃棄物の収集運搬業、処分業及び施設許可に関して許可事務の手引きを作成し、適時、必要な修正等の更新を行っている。 産業廃棄物処理業に係る経理的基礎の審査基準や、中間処理施設の設置許可の審査のための技術指針（案）、廃棄物の再生利用時の安全性評価指針（案）について、ワーキンググループにより検討を進めた。また、優良認定処理業者の認定取得を支援するため、手引書の作成に着手した。 ①中間処理施設技術指針（案）検討WG：H29年度4回開催 ②安全性評価指針（案）検討WG：H29年度2回開催 ③経理的基礎の審査基準検討WG：H27年度（H28年度から結果運用）
取組方針（案）	・中間処理施設技術指針（案）、安全性評価指針（案）については、今後、実用に向け関係機関と内容を調整し、確定後は関係機関内で情報を共有する。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	WG開催回数 3回／年	WG検討成果の反映
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	WG開催回数 6回／年	H28年度から、WGでの検討成果である「経理的基礎の審査基準」の運用を開始した。また、中間処理施設技術指針案、安全性評価指針案及び立入検査マニュアルの作成に繋がった。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	3 “経験知”の共有によるナレッジマネジメント
基本取組	3-2 現状を的確に把握する手段（GPS etc.）の利活用
基本取組の具体的な内容	（1）定点での状況把握と継続保存 （2）システム技術（GPS etc.）活用による把握確認方法の調査研究
提案・提言の趣旨	現場の状況変化を捉え、後々に引き継いでいくためには定点での状況写真等を継続保存していくことも有効である。 また、特に最終処分場については、現場で領域を明確に確認するため、物理的な境界確認の手段（杭等）のみならず、GPS（Global Positioning System：全地球測位システム）等のシステム技術活用による把握確認方法も調査研究することが有効である。
現状	（1）防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロール及び新たに導入したドローンにより、継続的に上空から定点での写真撮影を実施し、変動状況の把握に努めている。また、事案ごとに、過去の状況と比較できるように撮影場所を選定したうえで写真撮影を実施し、廃棄物の移動・変動状況の把握に努めている。 （2）最終処分場の立入時においては、適宜、トータルステーションを用いた測量を行うことにより、より正確で継続的な状況把握を実施している。また、大規模な不適正処理事案には、写真撮影時にGPS等を使用するなど、正確で継続的な状況把握を実施することとしている。 なお、平成29年度よりドローンによる廃棄物測量システムを用いて、より正確に状況把握を行っている。 スカイパトロールの実施回数：H29年度（実績）2回 ※中間目標（スカイパトロールの実施回数；4回）を下回ったが、新規事案を含む全ての事案に対し、定点での写真撮影等を実施し、廃棄物の移動・変動状況を把握した。したがって、中間目標は達成できなかったものの必要な活動成果を得ている。
取組方針（案）	今後も担当者の異動等が生じた場合でも、事案ごとに撮影場所を正確に引き継ぐ。 許可申請時の図面等から、現状の正確な把握に努める。 大規模な不適正処理事案が発生した場合は、写真撮影に加えGPSを活用し、より正確で継続的な状況把握に努める。 平成29年度から無人航空機（ドローン）を使用した廃棄物の測量システムを導入し、上空からの定点監視と併せて廃棄物の測量を行った（平成29年度実績32回）。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	スカイパトロールの 実施回数：4回	不適正処理事案を早期に発見することによる改善指導・早期是正
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	2回／必要な活動成果は 得られている。	スカイパトロールによる上空からの監視やドローンによる定点監視と測量を行うことで、不適正処理事案の定期的な増減把握等を行い、必要な改善指導を行うことができた。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	3 “経験知”の共有によるナレッジマネジメント
基本取組	3-3 体系的な監視指導システムの構築
基本取組の具体的な内容	(1) 総括表（監視指導カルテ）の作成 (2) 的確なリスク認識と現状把握に繋がる引継書の作成
提案・提言の趣旨	効果的で実効性のある監視指導を実施するためには、専門的な知識や情報にとどまらず、職員の“経験”や“ノウハウ”を組織全体で共有して、これを引き継いでいくナレッジマネジメントが必要である。 そのためには、ア）職員の“経験”、“ノウハウ”、専門的な知識及び情報（ナレッジ）を組織で共有する仕組み（体系的な監視指導システムの構築）とイ）組織で共有したナレッジを的確に引き継ぐ仕組み（的確に情報を伝達できる引継システムの構築）の両方が必要である。
現状	(1) (2) 監視・指導支援システムにより監視日報を作成して日々の指導内容等を記録として残すとともに、主要事案については個別の調書を作成し、的確にリスクを認識するとともに、事案の情報を正確に引き継いでいる。また、平成27年度から新たに過去の不法投棄等不適正処理事案を題材として、職員研修として「事例検討会」を実施し、監視活動のノウハウの共有化を図っている。 事例検討会開催件数：H29年度（実績）2件
取組方針（案）	現行のデータベースや監視・指導支援システムを有効に活用し、事案の情報を的確に引き継ぐ他、必要に応じて許可の概要（施設の形状）をPDF化してデータベースに保存することとする。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	監視・指導件数：3,600件	データベースを有効活用することによる事案の改善に向けた的確な対応
最終目標 （平成29年度末）	事例検討会 2回／年	同上
最終実績 （平成29年度末）	事例検討会 2回／年	事例検討会を開催し、若手職員に経験やノウハウを引き継ぐことができた。 また、H31年度に既存の監視・指導支援データベースを地図情報の登録、画像の登録ができるよう改善予定。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-1 県民（地域住民）との連携
基本取組の具体的な内容	(1) 地域住民と対話の確保 (2) 行政と地域住民との連携による不法投棄の早期発見
提案・提言の趣旨	地域住民からの声（情報）に耳を傾け、その情報を尊重し、最大限に活かす努力が求められる。そのためには、関係する地域住民との対話の機会を積極的に設ける等して、より一層地域住民へ情報提供を行うとともに、地域住民から幅広い情報の収集に努める必要がある。
現状	(1) 地域住民等からの通報等に迅速に対応している。 (2) 不法投棄監視活動に積極的に取り組む団体に対し、不法投棄監視パトロール用品を配布し、支援を行っている。 パトロール資材の配布団体数（H29年度末）：19団体
取組方針（案）	地域住民等からの対話要望に対し真摯に対応する他、不法投棄監視活動に積極的に取り組む団体に対し、不法投棄監視パトロール用品を配布し支援を行う。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	パトロール資材の配布団体数：16	違法状態の是正・改善
最終目標 （平成29年度末）	パトロール資材の配布団体数：18	同上
最終実績 （平成29年度末）	パトロール資材の配布団体数：19	地域住民と連携することで、不法投棄を許さない社会づくりを進めることに繋がった。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在
担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-2 基礎自治体である市町との連携
基本取組の具体的な内容	(1) 市町とのパートナーシップの形成 (2) 緊密な情報提供・意見交換の推進
提案・提言の趣旨	様々な廃棄物問題の解決のためには、廃棄物行政と一緒に担う市町と県が相互に情報を提供し合い、相互に話し合い、意見交換等を行うことができる強いパートナーシップを形成する必要がある。
現状	(1) (2) 県地域機関と市町の連携会議において、相互に情報を提供し、意見交換等を行っています。また、廃棄物の苦情等に対し迅速な初動対応が図れるよう、市町職員を、特別非常勤職員として「産業廃棄物に係る三重県市町立入検査員」に任用し、三重県不法投棄等防止対策講習会等を実施し、緊密な情報提供・意見交換を実施している。 市町立入検査員の任用数（H29年度）：255名
取組方針（案）	市町と連携した迅速な初動対応によって、地域の生活環境の悪化を最小限に食い止めることとしている。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	市町立入検査員の任用数：240名	違法状態の是正・改善
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	市町立入検査員の任用数：255名	毎年度、不法投棄新規発見件数のうち、市町通報件数は3～5割に達し、違法状態の早期発見、早期是正・改善に繋がった。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-3 市町職員・森林組合職員に対する学習機会の確保
基本取組の具体的な内容	(1) 市町職員・森林組合職員への学習機会の提供
提案・提言の趣旨	立入検査の実施に関する協定を締結している市町職員及び情報提供協定を締結している森林組合職員に学習機会を提供すること。
現状	三重県不法投棄等防止対策講習会において、立入検査の実施に関する協定を締結している市町職員及び「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結している森林組合等の事業者に対し、廃棄物処理法や不法投棄等の対策について講習会を実施している。 講習会の開催回数：H29年度（実績）1回
取組方針（案）	立入検査の実施に関する協定を締結している市町職員及び情報提供協定を締結している事業者に対し、法律の知識や不法投棄等の状況の学習機会を提供することにより、監視や指導の資質向上を図る。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	講習会の開催回数：1回	講習会の理解度：70%以上
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	講習会の開催回数：1回	講習会の理解度は80%に達成し、市町職員等の監視・指導の資質向上が図れた。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-4 各関係機関・関係団体等との連携
基本取組の具体的な内容	(1) 関係機関・関係団体との連携による施策の展開 (2) 関係団体を通じた普及啓発
提案・提言の趣旨	関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく必要がある。
現状	(1) 不法投棄等の早期発見のため、新たに三重県トラック協会及び佐川急便と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、協定締結は21団体となった。また、中部地方不法投棄対策連絡会等において、関係機関や関係団体等と定期的に情報交換等を行い、連携を密にし各施策を進めている。 (2) 不法投棄監視ウィークを中心に、三重県産業廃棄物協会等と連携し積極的な啓発活動を実施している。また、解体業者、建設業者及び廃棄物処理業者を主な対象として「廃棄物の不適正処理によって生じる不利益について考えるセミナー」を開催した。 関係自治体との意見交換数（H29年度）：7回
取組方針（案）	関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく。 また、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結する事業者への説明会等を実施し連携を密にすることで、不法投棄等の早期発見に繋げる。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	・ 関係自治体との意見交換数：5回	・ 関係機関・関係団体と連携した啓発事業実施：年1回以上
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	・ 関係自治体との意見交換数：7回	毎年度5月30日には関係機関、関係団体とともに監視パトロールの出発式を県庁で開催し、不法投棄の撲滅を呼びかけるチラシ配布等の啓発活動を行った。 また、協定締結事業者との連携により、不法投の早期発見に繋がった。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-4 各関係機関・関係団体等との連携
基本取組の具体的な内容	(1) 関係機関・関係団体との連携による施策の展開 (2) 関係団体を通じた普及啓発
提案・提言の趣旨	・早期発見、早期対応のために県は、多様な主体と連携を図り施策や事業を進めていく必要有り。
現状	排出事業者責任を徹底させるため、三重県産業廃棄物協会や産業廃棄物推進協議会と意見交換を実施しているほか、連携してセミナーなどを開催。 H29年度実績 4 団体と意見交換を実施
取組方針（案）	今後も様々な団体と連携し取組を強化するため、住民代表等を含めた様々な団体で構成する連携会議を開催する。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	意見交換する関係団体数 4 団体／年以上	関係団体との情報の共有
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	意見交換する関係団体数 4 団体／年	排出事業者責任の徹底に向け、三重県産業廃棄物協会や産業廃棄物推進協議会と意見交換を実施しているほか、連携してセミナーなどを開催した。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-5 他法令部局と連携・対処する仕組みの構築
基本取組の具体的な内容	(1) 地域規制マップの作成 (2) 専門的知見の他法令所轄部局との共有 (3) 他法令所管部局と共同で事案に対処する仕組みの構築
提案・提言の趣旨	産業廃棄物の不法投棄や不適正事案は、河川法のような面的・地理的な規制を有する法律（面的規制法）を所管する部局と連携して課題を可決することが重要であり、まずは日常業務に直結する地域規制マップ等を作成し、十分に情報共有しておくことが重要である。 また、事案への対処にあたっては、環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し、共通認識の醸成と事案解決を共同で実施していく仕組みづくりが求められる。
現状	行政代執行による生活環境保全上の支障等の是正工事を実施するにあたり、関係法令の改正状況等を確認し、工事が円滑に進むよう関係法令所管部署と協議を行ない、必要な手続き等を行っている。 関係法令の改正状況等の確認回数：2回/年（平成29年度実績）
取組方針（案）	引き続き、事案地に適用される面的規制法等について図面上の整理を行ない、当該法令を扱う関係法令所管部局を交えて、事案の現状や課題、得られた知見等について情報共有するとともに、関係法令の改正状況等について適宜情報収集を行う。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	関係法令の改正状況等の確認回数 2回/年	行政代執行による生活環境保全上の支障等の是正工事が他法令上も適正かつ円滑に進んでいる。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	関係法令の改正状況等の確認回数 2回/年	他部局と必要に応じ、協議を進めることで、生活環境保全上の支障等の是正工事が他法令上も適正であることを確認するとともに、工事を円滑に進めることができた。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-5 他法令部局と連携・対処する仕組みの構築
基本取組の具体的な内容	(1) 地域規制マップの作成 (2) 専門的知見の他法令所轄部局との共有 (3) 他法令所管部局と共同で事案に対処する仕組みの構築
提案・提言の趣旨	廃棄物処理法所管部局は、廃棄物行政と調和又は連携の必要な政策（施策）を明確にし、地域規制マップ等により他部局との適切な連携について共通認識を醸成することが必要。 また、他法令所管部局との情報交換・情報共有により不適正処理事案についてリスクに関する共通認識の醸成と共同で事案解決していく仕組みが必要。
現状	(1) (2) 三重県版GIS (M-GIS) や面的・地理的な規制を有する法律（河川法、農地法、都市計画法など）を所管する部局の規制マップを常備することにより、事案発生場所の位置の特定や規制情報の確認が行える仕組みとなっている。 (3) 庁内の関連する法令を所管する部局等で構成する県庁内連絡会議を設置（平成19年6月）し、個別事案の対応の検討、調整を行っている。 必要に応じた県庁内連絡会議の開催回数（H29年度）：0回
取組方針（案）	事案毎に必要な都度、他法令所管部局と個別に連絡を取り、情報の収集、交換、共有を行い対応の検討・調整を行うほか、必要な都度、連絡会議を開催し対応の検討、調整を行う。 また、他法令の地域規制区域を確認できるように取り組んでいく。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	・必要に応じた県庁内連絡会議の開催	・他法令所管部局と認識を共有し的確な対応
最終目標 （平成29年度末）	同上	・他法令所管部局と認識を共有し的確な対応
最終実績 （平成29年度末）	開催なし（必要がなかったため）	必要に応じて法務担当課、関連法令を所管する部局と協議・相談等を行い、廃棄物の不適正処理等に対する的確な対応に繋がった。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	4 多様な主体との連携
基本取組	4-5 他法令部局と連携・対処する仕組みの構築
基本取組の具体的な内容	(1) 地域規制マップの作成 (2) 専門的知見の他法令所轄部局との共有 (3) 他法令所管部局と共同で事案に対処する仕組みの構築
提案・提言の趣旨	・産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案は、他部局が所管する政策及び法令と密接に関連しており、他部局との共通認識の醸成が必要である。 ・他法令所管部局と産業廃棄物の不適正処理事案について、リスクに関する共通認識の醸成と事案解決を共同で実施していく仕組みづくりが求められる。
現状	(2) 廃棄物処理業に係る処理施設設置の際には、三重県廃棄物処理指導要綱に基づき、関係機関と協議を行う仕組みとなっている。 H29年度実績 事前協議12回実施
取組方針（案）	・施設設置の際には、今後も同要綱に基づく関係機関と協議を図って行く。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	事前協議の実施 適時	地域で合意の得られた円滑な施設設置
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	事前協議の実施 12回	農林水産、建設工事担当部局、市町、消防署等の関係機関とも連携し、適正な廃棄物処理施設となるよう円滑な施設設置手続きを行った。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	5 情報収集・情報提供 (情報発信)
基本取組	5-1 積極的な情報収集
基本取組の具体的な内容	(1) 不法投棄防止・廃棄物ダイヤル110番に関する街頭啓発活動 (2) 地域住民の活動支援 (3) 情報収集の仕組みづくりと充実
提案・提言の趣旨	受動的な情報収集だけでなく、より積極的に住民の皆さんから情報を収集すること。
現状	(1) 平成28年度からテレビでデータ放送を活用し、また、FM放送やショッピングセンター等での街頭啓発活動において、不法投棄等発見時に廃棄物ダイヤル110番等による通報を呼びかけている。 (2) 不法投棄監視活動等に積極的に取り組んでいる団体に対しパトロール資材を提供し、側面的支援を実施している。 (3) 廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番に加えて、平成26年度から新たに廃棄物メール110番を設置して情報収集手段の充実を図っている。 通報件数：H29年度（実績）92件
取組方針（案）	受動的な情報収集だけでなく、より積極的に住民の皆さんから情報を収集すること。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	通報件数：80件	違法状態の是正・改善
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	通報件数：92件	通報を受ける体制充実と併せて、街頭啓発活動等で通報を呼びかけた結果、一定の通報を受け、違法状態の是正・改善に繋げることができた。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	5 情報収集・情報提供 (情報発信)
基本取組	5-2 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握
基本取組の具体的な内容	(1) 国における検討状況の的確な把握 (2) 要監視項目のリスクの程度・水質検査の必要性の検討
提案・提言の趣旨	環境基準及び要監視項目に関する情報(国における検討状況)を積極的に収集し、要監視項目のリスクの程度及び水質検査の必要性を検討する必要がある(桑名市五反田事案(第3次検証)で「不十分」との評価を受けている。)
現状	環境基準及び要監視項目にかかる検討状況について、環境省のHP等で中央環境審議会の開催の状況を把握しているほか、水質及び土壌担当部局からの情報の入手に努めていますが、国の動向に大きな変化はなく、水質等検査項目の追加等は行なっていません。 環境省HPの閲覧・確認の回数：1回/月(平成29年度実績)
取組方針(案)	引き続き、環境基準及び要監視項目にかかる検討状況について、中央環境審議会における検討状況等の情報収集を行ない、学識者からの助言を得つつ、各不適正処理事案の対策上の整理を行ない、追加調査等の実施について検討・対応する。

	活動指標(アウトプット指標)	成果指標(アウトカム指標)
短期目標 (平成25年度末)	—	—
中間目標 (平成27年度末)	環境省HPの閲覧・確認の回数 1回/月	新たに環境基準及び要監視項目について、速やかに水質検査を行うなど、環境リスクに的確に対応されている。
最終目標 (平成29年度末)	同上	同上
最終実績 (平成29年度末)	環境省HPの閲覧・確認の回数 1回/月	国の動向や事案地の状況を注視しつつ適切な環境モニタリングを実施した。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	5 情報収集・情報提供 (情報発信)
基本取組	5-3 情報交流による情報把握と積極的な情報発信
基本取組の具体的な内容	(1) 行政処分・改善指導状況の積極的発信 (2) 他法令所管部局との情報交換
提案・提言の趣旨	様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。 また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、県庁内部での情報把握や関係する行政組織全体としての情報共有だけでなく、不適正処理等に関する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を、積極的に発信することが必要である。
現状	(1) 行政処分については、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づき、事業停止命令や改善命令等行政処分を県のホームページ等で公表している。 県のホームページにおける行政処分公表率（H29年度）：100%（9件）
取組方針（案）	不法投棄等不適正処分に関連する情報共有や対応等については、適時関係部局や関係機関と情報交換し適切な対応に努めるほか、適切な対応が図れるよう必要に応じ県庁内連絡会議により情報交換等を行っていく。 また、県民や事業者等に対し、ホームページを通じて行政処分等の情報提供を行っていく。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	県のホームページにおける行政処分公表率：100%	関係機関との情報共有により課題解決に向けた歩調を合わせた取組の実施
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	県のホームページにおける行政処分公表率：100%	関係機関との情報共有により課題解決に向け歩調を合わせた取組を行うことができた。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	5 情報収集・情報提供 (情報発信)
基本取組	5-3 情報交流による情報把握と積極的な情報発信
基本取組の具体的な内容	(1) 行政処分・改善指導状況の積極的発信 (2) 他法令所管部局との情報交換
提案・提言の趣旨	様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。 また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、不適正処理等に関する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を、積極的に発信することが必要である。
現状	(1) 行政処分については、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づき、事業停止命令や改善命令等行政処分を県のホームページ等で公表している。 (2) 三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、産業廃棄物の処理施設を設置するときは、関係法令等を所管する行政機関等と事前に協議及び調整を図っている。 H29年度実績 行政処分情報の公表 100% (12件)
取組方針（案）	・許可の取消や改善命令等の行政処分情報は、産廃条例に基づき県HPにて公表する。 ・産業廃棄物の処理施設を設置するときには、要綱に基づき関係機関等と協議及び調整を図る。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 (平成25年度末)		
中間目標 (平成27年度末)	行政処分情報のHPでの公表 公表率 100%	積極的な情報発信 公表率100%
最終目標 (平成29年度末)	同上	同上
最終実績 (平成29年度末)	行政処分情報のHPでの公表 公表率 100%	行政処分情報は、速やかにすべて公表し、積極的な情報発信を実施した。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	5 情報収集・情報提供 (情報発信)
基本取組	5-4 ホームページ活用による即時性をもった情報提供
基本取組の具体的な内容	(1) 産業廃棄物不適正処理事案HPの充実(地域住民に分かりやすいHP作成)
提案・提言の趣旨	提案・提言を受けて、『三重の環境』に『産業廃棄物不適正処理事案HP』を作成し、各事案の概要及びその進捗を掲載しているが、「県民にとって分かりやすい情報」が的確に提供されているとは言い難く、改善する必要がある(県の対応は「不十分」との評価を受けている。)
現状	県の環境行政全般を掲載している部独自のHP『三重の環境』内に、代執行着手事案を含めた主な産業廃棄物不適正処理事案の概要を掲載しており、水質検査等のモニタリングの結果については、適宜更新している。 水質検査等のモニタリング結果の更新頻度(平成29年度実績) 目標：産廃特措法対象4事案×4回更新 16回(a) 実績：産廃特措法対象4事案の更新回数 12回(b) 目標達成率：(b/a)×100 = 75.0%
取組方針(案)	HP『三重の環境』に掲載する情報について、県民にとって分かりやすいものとするとともに、水質検査等のモニタリングの結果を速やか更新し、行政代執行事業等の状況を適切に情報提供する。

	活動指標(アウトプット指標)	成果指標(アウトカム指標)
短期目標 (平成25年度末)	—	—
中間目標 (平成27年度末)	水質検査等のモニタリング結果の更新頻度 4回/年	多くの県民にとって分かりやすい掲載となっている。
最終目標 (平成29年度末)	同上	同上
最終実績 (平成29年度末)	水質検査等測定結果のHP更新 75% ※未公表分はH30年度に公表済み	産業廃棄物不適正処理事案の取組を紹介するのHPについて、環境調査結果の速やかな掲載や分かりやすい内容とすることに努めた。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	6 排出事業者・土地所有者への責任追及
基本取組	6-1 明確な判断基準の作成とそれに沿った調査
基本取組の具体的な内容	(1) 排出事業者・土地所有者の調査の早期実施 (2) 明確で具体的な判断基準の策定 (3) 調査計画の策定 (4) 調査計画に沿った調査の実施と取りまとめ
提案・提言の趣旨	排出事業者又は土地所有者への責任追及では、行政処分（措置命令）の発出を見据えて、明確な判断基準と調査計画を作成し、それに沿って調査を実施すべきである。 また、調査実施後は、判断基準・調査計画に沿って、速やかにその結果をとりまとめるべきである。
現状	当PTで対応を行なっている産廃特措法4事案にかかる排出事業者及び土地所有者等への責任追及に関し、現在も調査を継続してしており、その調査結果から措置命令発出等の検討を速やかに完了することとしている。 【調査のポイント】 ・不適正処理が行われた当時の法律における違反事項の有無の確認 ・対象者からの報告内容に関し、妥当性・信憑性の入念な確認 ・既存資料、対象者からの報告内容、当時の社会的情勢を示す報道資料等を整理し、追加調査を実施する場合の調査内容・方針の整理 ・法的な責任追及ができない場合の排出事業者等への責任追及のあり方の方向性整理
取組方針（案）	当PTで対応を行なっている産廃特措法4事案にかかる排出事業者及び土地所有者等への責任追及に関し、「調査のポイント」を念頭に置くとともに、廃棄物監視・指導課の取組方針を参考にしつつ、調査を継続し、その調査結果から措置命令発出等の検討を速やかに完了する。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	新たな事実が判明した場合、調査を実施	責任追及を受けるべき事実が判明した排出事業者・土地所有者等に対し、必要な対応がなされている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	必要時に新たな調査を実施	排出事業者や土地所有者への責任追及を行うにあたり、必要な調査を行った。 目標設定以降、責任追及を受けるべき新たな事実が判明した排出事業者等は確認できていない。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	6 排出事業者・土地所有者への責任追及
基本取組	6-1 明確な判断基準の作成とそれに沿った調査
基本取組の具体的な内容	(1) 排出事業者・土地所有者の調査の早期実施 (2) 明確で具体的な判断基準の策定 (3) 調査計画の策定 (4) 調査計画に沿った調査の実施と取りまとめ
提案・提言の趣旨	排出事業者又は土地所有者への責任追及では、行政処分（措置命令）の発出を見据えて、明確な判断基準と調査計画を作成し、それに沿って調査を実施すべきである。 また、調査実施後は、判断基準・調査計画に沿って、速やかにその結果を取りまとめるべきである。
現状	(1) 不法投棄等の不適正事案について、排出事業者や土地所有者に対して、監視・指導マニュアル及び立入検査マニュアルに基づき速やかに事案の調査を行い、法的根拠に基づく対処方針を決定することとしている。 (2) 措置命令発出は、事案の個別内容によるため基準化（マニュアル化）に馴染まないと考えている。判断にあたり必要な事項について整理している。 (3) (4) 責任追及の必要が生じた場合には、計画的に調査を進めるよう監視・指導マニュアルに基づき、課全体で協議を行い計画立案している。 また、その進行管理や結果を取りまとめ、課内での共有を図ることとしている。 監視指導マニュアルに対する研修会の実施回数（H29年度）：2回
取組方針（案）	当課の事務処理フローに排出事業者・土地所有者調査を行う調査時期、方法および注意点を盛り込む。年度当初の監視・指導課員を対象とした業務指導講習（オリエンテーション）において確実に情報共有する。 調査を行う判断は、廃掃法の措置命令対象者になりえる可能性の問題であり、また事案の個別内容によることが多く、マニュアル化に適さない。むしろ、行政担当者の異動があっても、排出事業者と土地所有者の責任を忘れず確実に調査することの持続性が求められる。見やすい業務フロー図に調査時期、方法および注意点を記すことにする。

見直し後	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	・監視指導マニュアルに対する研修会の実施回数：1回	不適正処理事案における調査率 80%以上
最終目標 （平成29年度末）	同上	不適正処理事案における調査率 90%以上
最終実績 （平成29年度末）	・監視マニュアル研修2回	新たに発生した不適正処理事案に対しては、行為者だけでなく排出事業者・土地所有者の調査を早期に実施し、関係者に対しても撤去・是正指導を行った。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	6 排出事業者・土地所有者への責任追及
基本取組	6-2 管理職員による定期的な進捗管理（マネジメント）
基本取組の具体的な内容	(1) 個別課題ごとの進捗管理表の作成 (2) 管理職員と担当職員による定期的な現状と課題の共有 (3) 管理職員の助言と積極的な参画
提案・提言の趣旨	対象事案は、多数の排出事業者又は土地所有者がおり、その責任追及を的確に行っていくためには、管理職員による進捗管理が重要であり、管理職員は、事案の総合的な進捗管理にとどまらず、個別課題毎に定期的な進捗管理を実施する必要がある。 そのためには、対象事案全般の進捗管理表を作成するだけでなく、個別課題ごとに『現状』、『問題点』及び『今後の対応』を明確にした進捗管理表を作成し、管理職員と担当職員で現状と課題を共有すべきである。
現状	(1) 個別課題ごとに『現状』、『問題点』及び『今後の対応』を整理し、管理職員と担当職員で定期的に面談（年3回）（平成29年度実績）を行い、進捗管理を行っている。 (2) 定期的な面談により 現状と課題について共通認識を持つとともにスケジュールやゴールのイメージについても共有している。 (3) 管理職員は、定期的な面談等により進捗管理を行なうなかで、必要な助言等を積極的に行っている。
取組方針（案）	(1) 引き続き、個別課題ごとに『現状』、『問題点』及び『今後の対応』を整理し、管理職員と担当職員で定期的に面談を行ない、進捗管理を行っていく。 (2) 引き続き、定期的な面談により 現状と課題について共通認識を持つとともにスケジュールやゴールのイメージについても共有する。 (3) 引き続き、管理職員は、定期的な面談等により進捗管理を行なうなかで、必要な助言等を積極的に行う。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	定期的な面談の実施 3回／年	排出事業者・土地所有者への的確な対応が図られている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	定期的な面談の実施 3回／年	不適正処理事案対策の進捗状況について管理職員と担当職員間で共有化し、管理職員から助言を行うなど、課題解決に向けたマネジメントを行った。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理P T

区分	6 排出事業者・土地所有者への責任追及
基本取組	6-3 正確な業務引継の実施
基本取組の具体的な内容	(1) 「現状」「問題点」及び「今後の対応」を記述した引継書の作成
提案・提言の趣旨	排出事業者又は土地所有者への責任追及において、的確に情報を伝達できる引継システムを構築すべきである。
現状	排出事業者及び土地所有者に対する認識と現状（指導経緯・状況、課題及び今後の対応方針）を正確に記載し、後任者に引継ぎ、後任者は、これに加筆をすることで、次の職員にもれのない事務引継を実施している。（事務引継がない場合にも年度ごとに記載内容を整理としている。）（平成29年度から30年度への引継についても同様の対応）
取組方針（案）	今後も、排出事業者及び土地所有者に対する認識と現状を正確に記載し、後任者に引継ぎ、後任者は、これに加筆を加え、次の職員にもれのない事務引継を実施する。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	引継内容の整理 1回／年	排出事業者・土地所有者への的確な対応が図られている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	引継内容の整理 1回／年	後任者に対して不適正処理事案対策の適切な業務引継を実施した。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	7 費用求償
基本取組	7-1 費用求償体制の充実
基本取組の具体的な内容	(1) 担当課における費用求償体制の充実 (2) 税務部局との連携強化・充実
提案・提言の趣旨	産業廃棄物の不適正処理の責任は、一義的には原因者が負うべきものであり、厳格かつ適正な費用求償を実施が求められる。今後は、費用求償体制の充実や手続マニュアルの整備などを積極的に実施して、厳格かつ適正な費用求償に繋げていく必要がある。
現状	(1) 費用求償を担当する職員のスキルの向上を目的とした専門的な研修を積極的に受講している。また、費用求償事務に対する職員の意識を高め、担当課内の連携を一層図るため、担当職員のみでなく、各事案担当とともに業務にあたっている。 (2) 費用求償マニュアルの整備を行い、費用求償事務の手続き上、疑問が生じ判断に迷う場合に税務担当課へ個別に相談している状況である。 マニュアルの内容確認・修正1回/年（平成29年度実績）
取組方針（案）	(1) 現状の取組を継続し、特に担当職員のスキルアップに注力する。 (2) 策定した費用求償マニュアルを軸に、適正な事務を行うとともに、困難なケースに対しては、税務部局と連携を密にし厳正な費用求償を行っていく。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	事案の実態に応じた費用求償マニュアルの内容確認・修正1回/年	活動指標を踏まえた厳格かつ適正な徴収事務が行われ、それに伴う代執行費用が収納されている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	費用求償マニュアルの確認・修正1回/年	費用求償担当者のスキル向上に努めるとともに、各事案対策担当者と情報共有および連携を図り、費用求償を進めた。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物適正処理PT

区分	7 費用求償
基本取組	7-2 費用求償手続マニュアルの作成
基本取組の具体的な内容	(1) 費用求償手続マニュアルの作成 (2) 先進自治体の取組の詳細な調査の実施 (3) 全国自治体連携会議による情報共有
提案・提言の趣旨	実効性のある費用求償に繋げていくため、担当職員だけでなく管理職員が積極的に関わり、早急に費用求償手続マニュアルの作成する必要がある。 また、費用求償マニュアルには、先進自治体の取組を詳細に調査し、手続マニュアルに盛り込んでいくことも重要である（全国自治体連携会議で、各地方公共団体の費用求償の取組状況を把握しておくことも必要である。）。
現状	(1)費用求償事務手続きについて、明示されたものがない状況であったが、国税における「滞納整理事務の手引き」を参考に費用求償マニュアルを作成し、内容の拡充を図っている。 マニュアルの内容確認および修正：1回/年（平成29年度実績） (2)代執行費用徴収の効果的な事例を把握するため先進自治体の調査を実施しているが、平成29年度は特に参考となる事例はなかった。 (3)全国自治体連携会議において、特措法事案を抱える自治体の徴収状況を、議題提出して情報収集を行った。 自治体連携会議の参加：1回/年（平成29年度実績）
取組方針（案）	(1)引き続き、新たな「経験知」を追加し、費用求償マニュアルの拡充を図り、徴収事務が的確に実施される環境を整備する。 (2)特措法事案を含め、産業廃棄物にかかる代執行を実施した自治体のうち、優れた徴収実績をあげている自治体の取組事例があれば情報収集する。 (3)引き続き全国自治体連携会議の場を活用して情報収集する。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	(1) 事案の実態に応じた費用求償マニュアルの内容確認・修正 1回/年【7-1再掲】 (2) 全国自治体連携会議への参加 1回/年（費用求償関係テーマ）	活動指標を踏まえた徴収事務が的確に行われ、それに伴う代執行費用が収納されている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	(1) 事案の実態に応じた費用求償マニュアルの内容確認・修正 1回/年【7-1再掲】 (2) 全国自治体連携会議への参加 1回/年（費用求償関係テーマ）	実効性のある費用求償を行うため費用求償マニュアルを作成し、適宜、内容を見直し、充実化を図りつつ徴収事務を行った。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	7 費用求償
基本取組	7-3 実効性のある費用求償に繋がる進捗管理
基本取組の具体的な内容	(1) 定期的な財産調査や収入状況調査の把握 (2) 「税外収入徴収台帳」・「財産調査台帳」による進捗管理 (3) 管理職員の積極的な参画と助言
提案・提言の趣旨	『財産調査台帳（財産調査データベース）』で定期的に財産調査や収入状況調査を把握するとともに、実効性のある費用求償に繋げていく必要がある。 また、管理職員は、「税外収入徴収台帳」・「財産調査台帳」により進捗を管理し、担当職員に的確な助言と必要な支援をしていく必要がある。
現状	財産調査結果については、担当職員がその都度集計し、徴収に結びつくものについて個別に対応しているのみであり、管理職員も含め、定期的な調査や進捗の管理につながるような十分な整理は実施していなかったが、その後「費用求償台帳」を整備し、毎年更新を行っている。 平成29年度実績 財産調査1回（述べ回数:4回）、収入状況調査1回（延べ回数:9回）
取組方針（案）	(1) 引き続き、「費用求償台帳」を基に、財産調査等費用徴収のための調査を定期的実施し、徴収事務の適切な進捗管理を図る。 (2) 費用求償台帳の情報は更新していく。 (3) 調査結果等、新たな情報を把握した時は、担当者と管理職員は情報を共有し対策を協議する。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	財産調査 1回／6月 収入状況調査 1回／年	適切な徴収事務の進捗管理に基づき、より多くの代執行費用が収納されている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	財産調査 1回／年 収入状況調査 1回／年	定期的な調査の実施により原因者の状況把握を行い、調査結果は「費用求償台帳」を更新するなど、徴収事務の進捗管理を行った。

【重点】基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	7 費用求償
基本取組	7-4 費用求償手続に精通した意欲的な人材の育成
基本取組の具体的な内容	(1) 税務部局と連携した研修の開催 (2) 民間企業主催研修の受講機会の確保 (3) 研修の“経験知”の共有による組織力向上 (4) 費用求償プロセス評価による意欲的な人材育成 (5) 管理職員と担当職員の問題意識の共有と役割分担
提案・提言の趣旨	費用求償手続に精通した人材を育成するため、民間企業主催の滞納整理研修や債権管理研修を受講する機会を確保するとともに、人材育成の観点からも税務部局と連携することが必要である。また、意欲的な人材育成のため、管理職員は担当職員の費用求償プロセスを適切に評価するとともに、担当職員と問題意識を共有し、管理職員が全体方針の策定に取り組むなど組織力を最大限に発揮して課題の解決に繋げるべきである。
現状	(1)(2)(3)費用求償手続に精通した人材を育成するため、税務部局主催の研修への参加や民間企業主催の滞納整理研修、債権管理研修を受講している。また、これら研修成果を費用求償マニュアルに反映させて情報共有を図っているが、研修で得られる知識（「形式知」）についても「経験知」として生かしていけるよう、担当者間で情報共有を図っている。 費用求償に関する研修への参加：1回/年（平成29年度実績） (4)職員の評価は「県職員育成支援のための評価制度」により行われ、意欲的な人材育成に努めている。 (5)組織的な徴収活動は概ね行われている。
取組方針（案）	(1)(2)(3)意欲的な人材育成を図っていくため、組織として、研修による学習機会の確保に努めるとともに、伝達研修等でその成果を共有化していく。 (4)引き続き、上記評価制度を活用しつつ、意欲的な人材育成に努めていく。 (5)適宜、管理職員と担当職員の対話を行い、組織的な徴収活動への意識をさらに高め取り組んでいく。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	税務部と連携した研修又は民間企業主催の研修への参加 1回以上/年	財産の差押等、的確な徴収手続によりできる限り多くの代執行費用が収納されている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	税務部と連携した研修又は民間企業主催の研修への参加 1回/年	費用求償担当者の研修受講や管理職員による人材育成などにより、同手続きに精通した人材育成に努めた。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	8 独自施策の展開
基本取組	8-1 県独自の規制強化等による未然防止
基本取組の具体的な内容	(1) 条例による独自規制の展開
提案・提言の趣旨	廃棄物処理法の規制や基準等を補完するためには、三重県の地域特性等を勘案した県独自の条例による規制も有効である。三重県では、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（平成20年三重県条例第41号）を制定（平成21年4月1日施行）しているが、その的確な運用を行っていく必要がある。
現状	廃棄物処理法の規制や基準等を補完するため、三重県における産業廃棄物の適正な処理を推進するため条例を制定し、的確に運用している。 H29年度提出実績 産業廃棄物処理実績報告書提出率 93% (4,854/5,243) なお、未提出者の氏名を公表している。
取組方針（案）	引き続き、条例の的確な運用を行うとともに、制度の点検を行っていく。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	産業廃棄物処理実績報告提出 （回収率 100%）	産業廃棄物処理業者の処理情報の透明化
最終目標 （平成29年度末）	産業廃棄物処理実績報告提出 （回収率 100%）	産業廃棄物処理業者の処理情報の透明化
最終実績 （平成29年度末）	産業廃棄物処理実績報告提出 （回収率 93%）	産業廃棄物処理実績報告書の提出率は毎年度90%を超えており、また、提出された情報は条例に基づき、公開するとともに、未提出者については氏名を公表した。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課：廃棄物適正処理PT

区分	8 独自施策の展開
基本取組	8-2 全国の不適正処理事案関係自治体との連携
基本取組の具体的な内容	(1) 自治体連携会議を通じた情報交換・情報共有 (2) データベース作成による“経験知”の共有
提案・提言の趣旨	生活環境保全上の支障除去を行政代執行により行う場合、各自治体は対策工法の選定や事業の円滑な実施において様々な課題を抱える状況となっている。 再発防止のためには、全国の関係自治体が、こうした課題に関する情報を共有し、個々の課題解決に繋げていくとともに、連携を深めていくことが大切である。
現状	定期的（年1回）に開催される自治体連携会議に毎年出席し、共通の課題をもつ自治体との情報交換・情報の共有を行なっている。 平成29年度は11月1、2日に三重県にて開催し、情報交換をするとともに、対策工事継続中の現地視察（桑名市五反田事案）を行った。 また、平成27年度の全国自治体連携会議で本県が提案した「過去の議題のデータベース化」について、本県がこれまでの議題を電子情報として取りまとめ、平成28年度には開催市である松山市に提供しており、今後、会議の開催自治体が会議の開催ごとに情報を更新するとともに、情報共有を行うこととしている。 なお、平成30年度は青森県にて開催の予定
取組方針（案）	継続して課題の情報交換・情報共有を行っていくとともに、これまでに同会議で議論した内容などの情報について取りまとめを行ない関係自治体に提供するなどし経験知の共有化を進める。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	自治体連携会議への出席回数 1回/年	自治体間の連携が深まり不適正事案の是正及び再発防止に向けた取組が一層進められている。
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	自治体連携会議への出席回数 1回/年	不適正処理事案対策を的確に実施していくため、共通の課題をもつ自治体で構成する全国自治体連携会議に参加し、情報交換を行った。 また 同会議での協議事項はデータベース化し、再発防止等に向けた取組の一助となっている。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	8 独自施策の展開
基本取組	8-3 維持管理積立金の積立状況の的確な把握
基本取組の具体的な内容	(1) 維持管理積立金の積立状況の把握 (2) 未積立事業者への的確な対応
提案・提言の趣旨	施設設置者が維持管理積立金を積み立てられなくなれば、埋立終了後に適切に施設が維持管理されなくなり、ひいては、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じることとなることから、県は、維持管理積立金の積立状況を的確に把握し、維持管理積立金が積み立てられなくなっている施設設置者については、その経理的基礎を調査すること。 また、適正に維持管理積立金を積み立てるよう必要な措置を講じさせること（長期にわたり維持管理積立金が積み立てられなくなっている場合には、許可取消を視野に入れるべきである。）。
現状	(1) 維持管理積立金の積み立て対象となる施設設置者は14設置者（20施設）で、その内2設置者（4施設）は積立をしていなかったが、設置者への継続的な指導により、平成29年度に積立を開始した。 H29年度実績 未納者に対する立入指導 述べ5回 (2) 平成28年10月1日から産業廃棄物処理業許可に係る経理的基礎の審査ガイドラインを改定し、運用しており、維持管理積立金の積立対象となる施設設置者であって、積立金を積み立てていない者については、処理業の許可（更新含む）を認めないこととしている。
取組方針（案）	施設設置者が適切に積立を行うよう継続して監視し、必要な場合は適宜指導を行う。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	立入指導回数 3回／年・事業者	産業廃棄物最終処分場の適正な維持管理
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	立入指導回数 5回／年・事業者	平成29年度末までにすべての対象者が維持管理積立を行った。 なお、平成28年度に「産業廃棄物処理業許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン」の改定を行い、積立金を積み立てていない処理業者については、経理的基礎を有しない者とし、許可（更新含む）は認めないことを明確化した。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物監視・指導課

区分	8 独自施策の展開
基本取組	8-4 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言
基本取組の具体的な内容	(1) 新たな法制度・政策の検討 (2) 関係自治体との連携と定期的な意見交換 (3) 国への法制度・政策の提案・提言
提案・提言の趣旨	現行の法制度では個別事案の対処が困難になる事案や不法投棄又は不適正処理に繋がるリスクについて、都道府県（政令市）は、法制度の必要性や妥当性を十分に検討したうえで連携して国に提案・提言するとともに、政策提言も行っていく必要がある。
現状	(2) 不適正処理等の是正に関し、他縣市との担当者会議において事例発表を行って情報交換する等して、業務推進の参考としている。 関係自治体との意見交換数（H29年度）：7回
取組方針（案）	今後は、行政指導にも明確な法的根拠が求められる。 このため、法制度が十分でないと判断される場合は、他府県市と情報交換のうえ国等に法整備を求める必要がある。このような事案においては、県庁内又は他縣市と開催する担当者会議等で事例発表や情報交換等を行い、必要に応じて国にも情報発信を行い、国が法制度の整備や政策立案を行う気運を醸成する。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	関係自治体との意見交換数：5回	・関係県市等との情報交換の実施や環境省への相談による事案対応実施・解決
最終目標 （平成29年度末）	同上	・同上
最終実績 （平成29年度末）	関係自治体との意見交換数：7回	関係県市との連携会議等で三重県の取組状況について、事例発表や情報交換を行った。 また、法に関する疑義や三重県が直面している課題等について、環境省と意見交換や協議を行った。

基本取組目標管理シート

平成30年3月31日現在

担当課（所）：廃棄物・リサイクル課

区分	8 独自施策の展開
基本取組	8-4 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言
基本取組の具体的な内容	(1) 新たな法制度・政策の検討 (2) 関係自治体との連携と定期的な意見交換 (3) 国への法制度・政策の提案・提言
提案・提言の趣旨	現行の法制度では個別事案の対処が困難になる事案や不法投棄又は不適正処理に繋がるリスクについて、都道府県（政令市）は、法制度の必要性や妥当性を十分に検討したうえで連携して国に提案・提言するとともに、政策提言も行っていく必要がある。
現状	(1) (3) 不適正処分が行われた場合に修復が困難な安定型最終処分場の構造基準の見直しや許可不要施設の規制、産廃の処理状況の透明化のため、電子マニフェストの登録の義務化に向け、国等に対して提案・提言を行っている。 H29年度実績 国への提案・提言 2件 (安定型最終処分場関係、許可不要施設の規制)
取組方針（案）	現行法制度では対応が困難な事案や生活環境の保全上支障に繋がるリスクに対して、国に対して必要な要望・提言を行っていく。

	活動指標（アウトプット指標）	成果指標（アウトカム指標）
短期目標 （平成25年度末）	—	—
中間目標 （平成27年度末）	国等への提案・提言 1件以上	法制度等の改善
最終目標 （平成29年度末）	同上	同上
最終実績 （平成29年度末）	国等への提案・提言 2件	処理状況の透明化に繋がる電子マニフェストの義務化に係る国への要望に対しては、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者について義務化された。